

第4編 人事(大月都留広域事務組合公平委員会議事規則)

○大月都留広域事務組合公平委員会議事規則

(昭和59年11月1日公平委規則第1号)

改正 昭和63年7月28日公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第11条第4項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 公平委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったときに、委員長が招集する。

2 会議を招集する場合には、委員長は、会議に対する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(書記)

第4条 事務職員は、書記として会議に出席する。

(議事日程)

第5条 議事日程は、書記が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第6条 法第11条第3項の議事録は、書記が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を経て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月28日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。